

規制の事前評価書

法律又は政令の名称： 自然環境保全法
規制の名称： 沖合海底自然環境保全地域
規制の区分： 新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局： 環境省自然環境局自然環境計画課
評価実施時期： 平成 31（2019）年 2 月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

我が国は世界有数の広大な管轄海域を有する海洋国家であり、沖合域には海山、熱水噴出域、海溝等の多様な地形等に特異な生態系や生物資源が存在している。今回の規制の新設を行わない場合、無秩序な海洋の産業利用が行われ、これらの生態系や生物資源が不可逆に損なわれるおそれがある。

また、国際的には、我が国が主導した愛知目標等の国際目標を踏まえ主要国でも海洋保護区の設定が加速しており、今回の規制の新設を行わない場合、我が国の愛知目標の達成は難しく、今後の国際的な議論への参画・貢献にも支障が生じる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

課題は、沖合域の海底の生態系を含む自然環境の保全を主たる目的とする海洋保護区制度が存在していない一方、沖合域の産業利用が進みつつあることである。その原因は、沖合域の海底について自然環境の情報の集積が必ずしも十分ではなかったことや、沖合域の産業利用がこれまで

はあまり見込まれなかったためと思われる。この課題に対処するために、現状有している科学的知見を基礎に、予防的に、広がりを持った形で指定することのできる海洋保護区（沖合海底自然環境保全地域）制度を新設することとした。

なお、「非規制」の政策手段の場合、産業利用を適切に抑止することができず、また、愛知目標の達成に寄与することが出来ないため、海洋保護区の設定という「規制」の手段を選択した。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

「遵守費用」としては、沖合海底自然環境保全地域における許可の申請等の手続に係る費用があるが、沖合海底自然環境保全地域は予防的な観点での指定となることから、当面、申請等の件数は少ない（1年につき0～数件程度）ことが見込まれる。

以上から、「申請等手続に要する費用（例：事前の現地調査費用）×申請等件数」の遵守費用が生じると見込まれるが、申請等の件数が少ないことから、当該費用の具体的金額を示すのは困難である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

「行政費用」については、下記の事項が想定される。

- ・規制に係る事務費用：申請等に係る審査や関係省庁との連携・調整等にかかる費用が見込まれる。このため、「人件費単価×申請等に係る審査に要する時間×申請件数」の費用が見込まれる
- ・沖合海底自然環境保全地域の情報収集・モニタリングにかかる費用：沖合海底自然環境保全地域指定後、指定時の自然環境が適正に保たれているか、地域外側よりも高いレベルで生物多様性が維持されているか把握するため、情報収集やモニタリングを行うこととする。
- ・広報費用：当該規制の対象となる事業者等に対して、本規制に関する周知・広報を行う必要が

生じる。周知・広報先としては、主に鉱業関係団体及び水産関係団体が想定される。
・ただし、③のとおり申請等の件数が少ないことや、モニタリングについても技術開発・検証等により大きく変わり得ることから、当該費用の具体的金額を示すのは困難である。

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

・規制の導入により、沖合域の海底の生物多様性及び生物資源が保全され、将来にわたって海洋の生物多様性と生態系サービスを確保できる。
・本規制の導入・運用により、我が国の管轄権内海域における海洋保護区の占める割合が、現時点で8.3%であるところ、2020年には10%を上回り愛知目標を達成できると見込まれる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

沖合域の海底の生物多様性及び生態系サービスにかかる金銭価値化は行われていないため、定量的な記載は困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和ではない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

・ 沖合海底自然環境保全地域の指定に当たっては自然的社会的諸条件を踏まえて行うこと等から、その影響は限定的と考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記2～4のとおり、効果（便益）を金銭価値化することは難しいが、将来にわたる生物多様性や生態系サービスの確保が効果（便益）であるため、明らかに効果（便益）が費用より大きいと考えられ、当該規制を導入することが妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

当該規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。

[代替案の内容]

鉱物掘採等の行為毎に環境影響評価を行うものとする。

[費用]

- ・ 遵守費用
申請等手続に要する費用（例：事前の現地調査費用）×申請等件数
- ・ 行政費用
規制に係る事務費用及び広報費用

[効果（便益）]

- ・ 沖合域の海底の生物多様性及び生態系サービスの一部（保護区による保全ほどの高い効果は期待できない）

[規制の新設案と代替案の比較]

環境影響評価はあくまで事業者による環境影響の低減のための取組の一つであり、確実に環境保全を実現するためには海洋保護区制度等による規制の仕組みが必要である。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

当該規制案については、中央環境審議会自然環境部会、有識者による2回の検討会、パブリックコメントを経て、最終的に2019年1月21日に開催された中央環境審議会において「生物多様性保全のための沖合域における海洋保護区の設定について」として答申された内容に基づいて検討している。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

当該規制については、自然環境保全法の一部を改正する法律案附則第 5 条において法施行後 5 年経過時に見直す旨が規定されているため、施行から 5 年後（2025 年）に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 遵守費用

- ① 沖合海底自然環境保全地域にかかる許可等の実績

- ・ 行政費用、効果

- ① 沖合海底自然環境保全地域の指定数、面積等

- ② 沖合海底自然環境保全地域による保全効果（把握方法：同地域の情報収集・モニタリング）